

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 69 号) (3分冊の 1)

報

官

1 平成 24 年 3 月 27 日 火曜日

目次

〔省 令〕

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働三七)
○水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (環境三)

〔告 示〕

○水底線路の保護区域を指定する等の件 (総務一〇三)
○パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の一部を改正する件 (消防二)
○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件 (同三)
○蓄電池設備の基準の一部を改正する件 (同四)
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 (同五)
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (外務一〇〇)

哭

三

四

三

三

二

○史跡に指定する件 (文部科学五五)
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働一六六)
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の算定に当たり用いる率を定める件 (同一六七)
○中小企業退職金共済法第十條第二項第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三條第三号口(1)の支給率を定める件 (同一六八)
○中小企業退職金共済法第二十八條第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同一六九)
○中小企業退職金共済法施行令第二條第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同一七〇)
○中小企業退職金共済法第十三條第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同一七一)
○中小企業退職金共済法第三十條第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同一七二)
○確定給付企業年金法附則第二十八條第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同一七三)
○平成二十三年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四條第三項及び第五條第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額を定める件 (同一七四)
○肥料の登録の有効期間を更新した件 (農林水産八一九)
○肥料の名称又は生産業者の住所の変更に係る届出があつた件 (同八二〇)

大

夫

壹

空

吾

美

○肥料の登録が失効した件 (同八二二)
○都市計画に関する件
○関東地方整備局九五〇九八
○浄化槽の型式を認定した件
○中部地方整備局七二
○道路に関する件
○近畿地方整備局六八
○都市計画に関する件 (同六九)
○都市計画に関する件
○中国地方整備局四二
○道路に関する件
○四国地方整備局六七、六八
○道路に関する件
○九州地方整備局七七、七八
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示 (中国地方整備局)
〔資 料〕
四半期別 GDP 速報 (二次速報) (二〇一一 (平成二十三) 年十二月期)
(内閣府)
〔公 告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、住宅型式性能認定、東日本高速道路株式会社工事完了関係

三

会

公

三

公

公

公

克

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示
送達関係
会社その他
会社決算公告

(うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人)

（うち老人控除対象配
親族の合計数
（うち特定扶養親族の
うち控除対象扶養親
に限る。）の数

人
個者及び老人扶養
数 (人)
族 (19歳未満の者
人)

に改める。

(3)とし、(1)の次に次のように加える。

他の当該事実を明らかにすることができざる書類

附
則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

(續前)

第二條 第二條の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条第三項第二号及び第四十一条第

三項第一号の規定は、平成二十三年以後の年の所得による障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給の停止に関する手続について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止に関する手続については、なお従前の例による。

第三條 第三條の規定による改正後の老齢福祉年金支給規則第二条第三項第二号の規定は、平成二十三年以後の年の所得による老齢福祉年金の支給の停止に関する手続について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止に関する手続については、なお従前の例による。

第四条 第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則
則第一条第三項第二号の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別障害給付金の支給の停止
に関する手続について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止に関する手続につい
ては、なお従前の例による。

第五條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、

これを取用して使用することができる。

○環境省令第三号

[illegible]

七条並びに第二十八条第二項、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第二項第八号、第七条第二項並びに第八条第一項及び第四項、特定水道利水障害の防止のた

規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

並びに水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣 細野 豪志

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令
（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三條の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第一項中「法第五条第一項第八号を」法第五条第一項第九号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第五条第一項及び第二項」を「法第五条第一項、第二項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

法第五條第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

第六条中「法第五條第一項若しくは第二項」を「法第五條第一項、第二項若しくは第三項」に改める。

第七條中「又は同條第二項第一号」を「同條第二項第一号若しくは第二号又は同條第三項第一号」に改め、「同じく」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加える。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

(施設本体の床面及び周囲の構造等

第1条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第8条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の下地への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面から下の有害物質を含む水の滲れを目標により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。

一 一次のいずれにも適合すること。

イ床面はコンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。

口 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という）が設置されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（配管等の構造等）
 第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ

類、ハルフ及びポンツ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の滲えい若しくは地下への浸透（以下「滲えい等」という。）を防止し、又は滲えい等があつた場合に滲えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一、配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。
イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 記第争の外面によ、腐食生方土すところの性質が保たれること。

が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。ただし、配管等

口 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。
イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) トレンチの中に設置されていること。
- (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透水性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。
- ロ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

第八條の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
- イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。
- ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。
- 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（地下貯蔵施設の構造等）
第八條の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
- イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。
- ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
- ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。
- 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（使用の方法）
第八條の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
- イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること。

- 第九條の二の五中「第九條の二の二」を、「第九條の二の四」に改め、同条を第九條の二の七とし、第九條の二の四中「第九條の二の二」を「第九條の二の四」に改め、同条を第九條の二の六とし、第九條の二の三を第九條の二の五とする。
- 第九條の二の二第一項第一号中「別紙十一」を「別紙十五」に改め、同条を第九條の二の四とし、第九條の二の次に次の二条を加える。

（点検事項及び回数）

- 第九條の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八條の三第二号、第八條の四第二号、第八條の五第二号、第八條の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。
- 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八條の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。
- 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（点検結果の記録及び保存）
第九條の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 点検年月日
- 三 点検の方法及び結果
- 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 六 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。
- 七 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。
- 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 異常等を確認した年月日
- 三 異常等の内容
- 四 異常等を確認した者の氏名
- 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

第九條の三中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第三項中「別表一」を「別表二」に改める。

第十三条中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加える。

別表第一（第九条の二の二関係）

有害物質使用特定
点検を行

有 害 物 質 の 貯 蔵 に 関 し て は 有 害 物 質 貯 蔵 指 定 施 設 の 設 備	一 施設本体が設置される床面及び周囲（第八條の三ただし書に規定する場合を除く。）	二 施設本体が設置される床面及び周囲（第八條の三ただし書に規定する場合に限る。）	三 施設本体	四 配管等（地下に設置されている場合に限る。）	五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチ中に設置されている場合に限る。）	六 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチ中に設置されている場合を除く。）
点検を行う事項	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無
点検の回数	一年に一回以上	一月に一回以上	一年に一回以上	一年に一回以上	一年に一回以上	一年（危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十條の三に規定する地下埋設配管等）の点検は、有害物質を含む水の漏えい等の有無を確認するための措置を講ずるものとする。ただし、有害物質を含む水の濃度の測定等を行う場合は、有害物質を含む水の漏えい等の有無を確認するための措置を講ずるものとする。この場合、有害物質を含む水の濃度の測定は、有害物質を含む水の漏えい等の有無を確認するための措置を講ずるものとする。

七、排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	八、地下貯蔵施設
よる配管等からの有害物質を含む水の漏えい等、当該方法に「応じ、適切な回数で行うこととする。	一年（「排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を点検するための適切な配置を点検することとする。有害物質を含む水の流量の変動を計測するための有害物質を適切に配置することとする。他の有害物質を適切に配置することとする。有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられかつ、有害物質を含む水の濃度の測定による点検を行う場合）は、三月に一回以上行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三月）に一回以上行う	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の正確な測定を行う方法の確立による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無を点検することとする。

樣式第1 (第3条關係)(表面)

糸關係(表面)

都道府県知事 殿

(3)

22

より、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	・	型線※
------------	---	-----

丁堀△は直落の正な捕	△は直落
------------	------

工務人は伊東家の所仕也		※受煙年
-------------	--	------

特定施設の種類	※施設

有害物質使用特定施設の該	有 ☐ 無 ☐	※審査
--------------	---	-----

[illegible]

1

考		添削	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排水の汚染状態及び処理	別紙4のとおり。	
	△排水の排水系統別の汚染状態及び処理	別紙5のとおり。	
	△排水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
第5条第2項関係	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

第5条第3項関係	
△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の有無	別紙15のとおり。
△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の有無	別紙14のとおり。
△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の有無	別紙13のとおり。
△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の有無	別紙12のとおり。
△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の有無	別紙11のとおり。

- 備考
1. 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 2. 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにV印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 3. 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にV印を記入すること。
 4. △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 5. ※印の欄には、記載しないこと。
 6. 排水水の非出系統別の汚染状態及び塩については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に照つて欄を設けること。
 7. 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 8. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
 9. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 備考1の2
別紙1の2

特定施設の設備

工場又は事業場における 施設番号				
特定施設番号番号及び名称				
設 備				
構 造				
主 要 寸 法				
配 置				
設 置 年 月 日	年	月	日	年
工事着手予定年月日	年	月	日	年
工事完成予定年月日	年	月	日	年
使用開始予定年月日	年	月	日	年
その他参考となるべき事項				

- 備考 1 有価物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
2 配置の期には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

第 11 号の図表十一の次に図表十二から図表十五までを同じく次のように定める。
別紙 12

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 13

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日

使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 14

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間		
1 日あたりの使用時間		
原材料 (消費 資 材 を 含 ぶ。) の種類、使用方法及び 1 日あたりの使用量 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び 1 日あたりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙 15

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

施設において製造され、処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質を含む。又は貯蔵される有害物質を含む。又は搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。))		
用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)

造	法	主 要 寸 法	構
		配	殺 限 年 月 日
			工事着手予定年月日
			工事完成予定年月日
			使用開始予定年月日
			その他参考となるべき事項

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

様式第二を次のように改める。
様式第二 (第5条、第8条関係)

特定施設使用（変更）許可申請書

年 月 日

府県知事
(市長)

印
氏名又は住所並びに法人に於ては其の代表者の氏名
申請人

浦戸内海環境保全特別措置法第7条第2項（第8条第4項、第9条）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	※審査結果	
△特定施設の構造	※備考	
△特定施設の使用の方法		
△汚水等の処理の方法		
△排水水の量（排水系統別の量を含む。）		
△排水水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）		
△用水及び排水の系統		
△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		

備考 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令別表第1又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に規定する施設に該当する場合は、その種類を記載する。

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令別表第1又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げられた当該特定施設の番号号及び名称を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにし印を記入すること。
 - 3 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 変更申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 6 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やれを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
- 様式第三の別紙Aの次に別紙Bとして次のように取える。
- 別紙7

特定施設の設備

工場又は事業場における 施設番号			
特定施設番号及び名称			
設	備		
構	造		
主 要 寸 法			
配	置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	
その他参考となるべき事項			

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

- 2 既設の溝・井・排水設備等の調査・点検・修繕すること。
(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第三條 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「別紙一から別紙三まで」を「別紙一、別紙二及び別紙三」に改める。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（設置の工事がされているものを除く。）のうちこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則（以下「新規則」という。）第八條の二から第八條の七までに規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち基準に適合しない部分については、新規則第八條の二から第八條の七までの規定は、附則第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項、第六條第一項に定める基準に適合する場合を除き、平成二十七年五月三十一日まで適用しない。

第三条 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限り。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八條の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規定する基準に適合すること。

ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を点検し、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えい等を点検し、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規定する基準に適合すること。

前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第十四條第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

一 施設本体が設置される床面及び周囲	点検を行う事項	点検の回数
床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上	一年に一回以上
防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上	一年に一回以上
施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上	一年に一回以上
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。

第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限り。）のうち新規則第八條の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

イ トレンチの中に設置されていること。

ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

前項の場合において、新法第十四條第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

一 施設本体が設置される床面及び周囲	点検を行う事項	点検の回数
床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上	一年に一回以上
防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上	一年に一回以上
施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上	一年に一回以上
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。

第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限り。）のうち新規則第八條の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。

二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備 点検を行う事項 点検の回数	排水溝等 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無 六月に一回以上 一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては三月）に一回以上	第六条 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規別表第八の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 一次のいずれにも適合すること。 イ 新規別表第八の六第一号ハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を検知できる措置が講じられていること。 二次のいずれにも適合すること。 イ 新規別表第八の六第一号ハに適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。 三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 四 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。	点検を行う事項 点検の回数 一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無を確認する方法又は水の圧力又は水の水位の変動の測定により漏えい等の有無を確認する方法による点検を行う場合にあつては、三月に一回以上	二 地下貯蔵施設（前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの）の構造又は当該施設の設備 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 地下貯蔵施設内部の有害物質の圧力又は水の水位の変動の測定により漏えい等の有無を確認する方法又は水の圧力又は水の水位の変動の測定により漏えい等の有無を確認する方法による点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。
---	---	---	---	---	--

第七條 附則第三條から第六條までの規定は、この省令の施行の日以降に新法第六條第一項の規定による届出がされた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について準用する。 第八條 附則第二條に規定する施設のうち新規別表第八の三から第八の六までの基準並びに附則第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規別表第一の八の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。	点検を行う事項 点検の回数	一 施設本体が設置される床面及び周囲 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 一月に一回以上	二 配管等（地上に設置されている場合に限る。） 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 六月に一回以上	三 配管等（地下に設置されている場合を除く。） 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の測定又は水の圧力又は水の水位の変動の測定による点検を行う場合を除く。 一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の測定による点検を行う場合を除く。	四 排水溝等 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 六月に一回以上	五 地下貯蔵施設 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 地下貯蔵施設内部の有害物質の圧力又は水の水位の変動の測定により漏えい等の有無を確認する方法又は水の圧力又は水の水位の変動の測定により漏えい等の有無を確認する方法による点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。
--	-----------------------------	--	---	--	--	--

2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。

第九条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規則様式第一の例による届出書を提出して行うものとする。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

告

示

〇総務省告示第百三十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、昭和三十一年郵政省告示第二百六十六号（公衆電気通信法に基き水底線路の保護区域を指定する件）は廃止する。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣 川端 達夫

第一号

一 敷設区間

八丈島と父島間

（八丈島側）東京都八丈島八丈町三根四二一七番地先

（父島側）東京都小笠原村父島字西町一三一二番地先

保護区域

線条の左右各五〇メートル以内（我が国の領海内に限る。）

敷設状況

水底線路一条、別図（一）のとおり

第二号

一 敷設区間

八丈島と母島間

（八丈島側）東京都八丈島八丈町三根四二一七番地先

（母島側）東京都小笠原村母島字静沢五六番地先

保護区域

線条の左右各五〇メートル以内（我が国の領海内に限る。）

敷設状況

水底線路一条、別図（二）のとおり

第三号

一 敷設区間

父島と母島間

（父島側）東京都小笠原村父島字西町一三一二番地先

（母島側）東京都小笠原村母島字静沢五六番地先

保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

敷設状況

水底線路一条、別図（三）のとおり

第四号

一 敷設区間

須波と佐木島間

（須波側）広島県三原市須波ハイツ一七六五番九三三番地先

（佐木島側）広島県三原市鷺浦町須波六一番一地先

保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

敷設状況

水底線路一条、別図（四）のとおり

第五号

一 敷設区間

米須と南大東島間

（米須側）沖縄県糸満市字米須嶺下原一五三八番四

（南大東島側）沖縄県島尻郡南大東村字池之沢四五五番一

保護区域

線条の左右各三〇メートル以内（我が国の領海内に限る。）

敷設状況

水底線路一条、別図（五）のとおり

別図（一）八丈島・父島・母島

